

日本ボーイスカウト千葉県連盟 運営委員会規程

(目的)

第1条 日本ボーイスカウト千葉県連盟規約第32条の規程に基づき理事会が設置する運営委員会の種類及び任務を定める。

(委員会の設置)

第2条 県連盟に設置する各種委員会は、常設委員会及び特別委員会、実行委員会とする。

2 各委員会は、理事会の承認により内部機関として部会を置く事が出来る。

3 前項の規程により設置する部会の責任者は県連盟規約第38条第5号の理事職とする。

(常設委員会の種類)

第3条 常設委員会の種類は次のとおりとする。

- (1) スカウト委員会
- (2) 指導者養成委員会
- (3) 運動拡充委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 「セーフ・フロム・ハーム」安全委員会

(スカウト委員会)

第4条 スカウト委員会の任務

- (1) スカウトの進歩・進級と考査・面接の実施及び進歩記章に関する事
- (2) 信仰奨励及び宗教章取得に関する事
- (3) スカウトの技能取得並びに技能章考査員の委嘱に関する事
- (4) 特別な配慮を要するスカウト教育に関する事
- (5) スカウト活動発表会等県連盟大会の企画運営に関する事
- (6) 国際交流、海外渡航・派遣に関わる業務(国際紹介状発給等)
- (7) その他スカウトの育成に関する事

(指導者養成委員会)

第5条 指導者養成委員会の任務

- (1) 県連盟が実施する年間指導者養成計画の作成に関する事
- (2) 県連盟が主催する各種定型・定型外訓練の開設に関する事
- (3) 日本連盟または県連盟の合同により開催される各種定型訓練の開設補助に関する事。
- (4) 訓練用資機材の確保及び保管に関する事
- (5) 指導者養成事業における県連盟トレーニングチームとの協働に関する事
- (6) その他県連盟指導者養成に関する事

(運動拡充委員会)

第6条 運動拡充委員会の任務

- (1) 県連盟内におけるスカウト運動の普及および広報に関する事
- (2) 県連盟組織の団・隊の拡充並びに新団設立に関する事
- (3) 加盟員の確保に関する施策の実施並びに登録業務に関する事
- (4) 地域社会との「連携」特に千葉県及び各地域の市町村並びに教育委員会、他団体等との関係強化に関する事

- (5) 千葉県等他団体からの要請に基づく事業に関する事
- (6) その他運動拡充に関する事業

(総務委員会)

第7条 総務委員会の任務

- (1) 県連盟の財政に関する事
- (2) 財産の管理に関する事(訓練用資機材を除く)
- (3) 危機管理に関する事
- (4) 「そなえよつねに共済」に関する事
- (5) 県連盟が実施する各種事業の評価に関する事
- (6) 県連盟のDX化推進に関する事
- (7) 本規程に定めのない事項に関する事

(「セーフ・フロム・ハーム」安全委員会)

第8条 「セーフ・フロム・ハーム」安全委員会の任務

- (1) セーフ・フロム・ハームの意識向上並びに理解促進に向けた各種事業の実施により県連盟内の「スカウト運動の質の向上」「安全で安心出来るスカウト運動」を推進する事
- (2) セーフ・フロム・ハーム県連連盟対応ガイドラインの運用に関する事
- (3) 「セーフ・フロム・ハーム対応規程」に基づく通報相談対応窓口の設置に関する事
- (4) スカウト活動における安全安心に関わる指導・助言に関する事

(委員会委員の選任)

第9条 この規程第3条第4号並びに第5号に定める委員会を除き各地区において同名の委員会又は同様の任務を担当する委員会を設置し責任者を選出し、県連盟の委員とする。

- 2 前項に定める委員のほか、委員会運営に必要な委員会委員に付いては理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 第1項の規定の他同条第4号並びに第5号に定める委員については理事長が理事会承認の基に任命する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は理事会において行う。

(附則)

令和5年4月1日地区再編成に伴い公布し、令和5年度県連盟総会終了日を以て施行する。

(経過措置)

改正前本規程第8条ローバース会議の以下の規程については、今後制定される千葉県ローバース憲章の制定がされるまでの間、本規程の規定に拘わらず、従前の規程第8条の規定を適用するものとし、ローバース憲章の制定を以て本経過措置を削除するものとする。

参考(千葉県ローバース会議)

第8条 千葉県ローバース会議の任務

- (1) 千葉県ローバース会議は、情報提供や県連盟事業への参画、その他必要な活動によって、県連盟内のローバースカウト及び同年代の指導者のローバー活動を推進する。
- (2) 千葉県ローバース会議は、議長1人と副議長若干名を地区代表議員、運営議員、全国ローバ

ースカウト会議(RCJ)県代表スカウトの互選により選出する。

(3)ローバース会議議長は、県連盟規約第45条の手続きを経て青年代表理事となる。

参考

改正後の県連盟規約

(業務執行理事・学識経験者理事)

第44条 業務執行理事及び学識経験者理事は、連盟長、理事長及び県コミッショナーが合議の上、地区代表理事に諮問した後、総会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

2 学識経験者理事は、理事会の決議による特命事項を担当する。

3 任期は、2年とし再任を妨げない。